

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 医薬品調達等業務委託（令和 7～10年度） 契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、「令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医薬品調達等業務委託契約（令和 7～10年度）」を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1 実施場所

ア 静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院内

イ 静岡市葵区与一 4 丁目 1-1 静岡県立こころの医療センター内

ウ 静岡市葵区漆山 860 静岡県立こども病院内

2 委託業務の内容

別紙 2 「令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医薬品調達等業務委託（令和 7～10年度）仕様書（案）」に定める。

（基本方針）

第 2 条 乙は、委託業務が安全で安心な医療の提供の基盤となるものであり、患者及び来訪者の病院に対する満足度に直結するものであることを認識し、業務を遂行しなければならない。

（基本的義務）

第 3 条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

2 甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力を行うものとする。

（契約期間）

第 4 条 委託業務実施期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 2 年 10 カ月間とし、本契約における年度は契約年度といい、10 月 1 日から翌 9 月 30 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する会計年度の翌会計年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（責任者の選任）

第 5 条 乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する業務責任者を選任し甲（本部）に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

（1）委託業務の処理

（2）委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

（委託業務従事者）

第 6 条 乙は、委託業務を確実に実施するために必要な人数の従事者をおかねば

ならない。

- 2 乙は、やむなく従事者を変更しようとするときは、業務の質の低下を招かないよう配慮するものとする。

(実施計画書及び実績報告書の提出)

第7条 乙は、業務開始5日前までに「委託業務実施計画書(様式第1号)」を、毎月の業務終了後、翌月5日までに「委託業務実績報告書(様式第2号)」を甲(本部)に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(立会い及び監督、定期及び臨時の会合)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況について確認することができる。

- 2 甲(各病院)及び乙は、委託業務の内容、問題点等につき、定期に会合を行うものとし、当該会合には、乙の業務責任者が出席するものとする。また、乙は、本会合の内容につき「会合議事録(様式任意)」を作成し、会合終了後3日以内に甲(各病院)に提出することとする。

- 3 甲(各病院)及び乙は、委託業務遂行上緊急な問題が発生した場合は、速やかに臨時の会合を行い、問題の解決を図るものとする。また、乙は、本会合の「会合議事録(様式任意)」を作成し、会合終了後3日以内に甲(各病院)に提出することとする。

(委託料及び支払方法)

第9条 甲は、乙に対して本業務を実施するための費用(以下「委託料」という。)として、別表に定める金額を支払うものとする。

- 2 委託料は毎月ごとに支払うものとし、乙は毎月の業務終了後、甲(本部)において第7条第1項に定める実績報告書の確認を受けた後、その10日以内に甲(本部)に請求するものとする。甲は、請求書を受領した月の翌月末までに委託料を支払うものとする。

(本契約に関する通知義務)

第10条 乙は、本契約によることができないとき、又は本契約に明示されていない事項があるときは、直ちにその旨を甲へ通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙と協議するものとする。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により甲に協議をし、甲の承認を得た場合は、委託業務の一部について再委託することができる。

- 2 前項により再委託が認められた場合においても、本業務はすべて乙の責任において実施するものとする。

- 3 乙は、この契約によって生じる権利・義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

第12条 乙は、乙の従業員に対する雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

2 乙は、甲の所有又は占有に係る建築施設、設備等が、乙の従業員の安全又は衛生上の危険・有害となる恐れがあることを発見したときは、その旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲は、申し出の内容を調査の上、速やかに必要な対策を講じ、又は乙が講じることを認めるものとする。

(事故報告)

第13条 乙は、本業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第14条 乙は、本業務の実施上止むを得ないときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 乙は、前項の措置をとったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が本業務の実施に関し、乙の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第17条の規定に基づき本契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第17条及び第18条による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他甲及び乙の責めに帰さない理由又はその他の正当な理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を相手方に提出し、相手方の承諾を得なければならない。

(甲による契約の解除)

第17条 甲は、次に掲げる理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に契約を履行しないとき、若しくは契約の履行の見込みがないと認められるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む）。

(2) 乙が、法令等又は本契約（仕様書の内容を含む）に違反したとき。

(3) 本契約締結後、本契約について乙の不正の事実を発見したとき。

(4) 乙が故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(5) 本契約締結後の事情変化により甲が委託業務を実施させる必要がなくなったとき。

(6) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- （双方合意による解除）

第18条 甲又は乙は、正当な理由により6か月の予告期間をもって本契約の解除を相手方に書面により提出し、相手方の承諾を得たときは本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙は、第21条に定める業務の引継ぎ義務を免れることはできない。

（天災等による契約の解除）

第19条 甲又は乙は、天災その他甲及び乙の責めに帰さない理由により、本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得なければならない。

（解除に伴う委託料の処理）

第20条 前3条の規定によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、既に行われた委託業務のうち甲が認める部分に相当する金額をもって清算する。

（委託業務の準備及び引継）

第21条 乙は、委託業務を開始するにあたり、甲のすべての業務関係者にヒアリングをする等遅滞なく準備を進め、甲と同水準の業務が契約開始からなされるよう努めなければならない。乙は、委託業務の実施について準備が整ったことを示すものとして、「準備完了報告書（様式任意、代表者記名押印）」を作成し、業務開始10日前までに甲（本部）へ提出すること。

- 2 前項の報告書を提出したにもかかわらず乙の準備が不十分であった場合は、第17条第1項第2号の契約解除要件に該当するとともに、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、第15条第1項第1号の損害賠償の責任を負うものとする。

（秘密の保持及び情報の保護）

第22条 乙及び乙の従業員は、委託実施業務上知り得た甲及び甲の関係者に関する

る情報を、在職中、また退職後においても第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙及び乙の従業員は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(健康管理)

第23条 乙は、委託業務に従事する者の健康管理に努め、1年に1回以上健康診断を行うものとする。

- 2 乙は、従事者にインフルエンザ等各種感染症の予防接種に努めること。

- 3 乙は、感染症対策のため、ウィルス性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）等の抗体価検査と予防接種に努めること。

- 4 乙は、感染症拡大防止のため、感染性の高い疾病に罹患した従事者を生じたときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(合意管轄)

第24条 本契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第25条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 坂本 喜三郎 印

(乙)

別 記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

別 表

(税抜)

総合病院	こころの医療センター	こども病院
月額〇〇〇〇円	月額〇〇〇〇円	月額〇〇〇〇円

委託業務実施計画書

1. 委託業務名

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医薬品調達等業務委託（令和 7 ～10年度）

2. 計画内容

【令和 年 月 分】

提出年月日	令和 年 月 日（ 曜日）	業務開始 日前
内 容	[総合病院] [こころの医療センター] [こども病院]	

※この用紙に記入し難い時は概略を記入し、詳細は適宜別紙としてかまわない。

上記のとおり委託業務を実施するので申請します。

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理事長 坂本 喜三郎 様

受託者

印

委託業務実績報告書

1. 委託業務名

令和 7 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構医薬品調達等業務委託（令和 7 ～10年度）

2. 計画内容

【令和 年 月 分】

提出年月日	令和 年 月 日（ 曜日）	業務終了 日後
内 容	[総合病院] [こころの医療センター] [こども病院]	

※この用紙に記入し難い時は概略を記入し、詳細は適宜別紙としてかまわない。

上記のとおり委託業務を実施したので報告します。

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理事長 坂本 喜三郎 様

受託者

印